

『輸送の安全確保に関する命令』発出について

令和6年1月25日、弊社が運航を管理する『SANTA BARCA（傭船契約）』が横浜港北水堤付近を航行中、防波堤に衝突し旅客及び船員計10名が負傷する事故が発生しました。

この事故について、関東運輸局長より海上運送法第19条第2項に基づく『輸送の安全確保』に関する命令を受けました。

当社としましては、今回の『輸送の安全確保に関する命令』を重く受止め、再発防止策を講じ輸送の安全を確保するため、早急に改善措置に取り組むと共に会社全体で安全管理規程の遵守を徹底します。

以上